

福井県栄養士会災害対策委員会設置要綱

公益社団法人 福井県栄養士会

（設置）

第1条 福井県栄養士会に福井県栄養士会災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、福井県内及び近隣の県で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、福井県栄養士会が迅速に関係機関と連携・協力し、栄養補給等の支援体制ができるよう整備を行う。

（組織及び構成員）

第3条 災害対策委員会は、福井県栄養士会会員のうち次のメンバーで構成し、会長が総括する。
・会長、副会長、常務理事、総務部長、JDA-DATふくいリーダー代表（以下、「リーダー代表」という。）の他、会長が必要と認めたもの

（事務局）

第4条 災害対策委員会の事務局は福井県栄養士会事務局内（福井市宝永3丁目10-16）に置く。
2 事務局は、会長の指揮のもと構成員の管理、連絡等を行う。

（災害対策本部）

第5条 会長は、大規模災害の状況に応じて、事務局内に対策本部を設置する。
2 対策本部は、本部長、副本部長、総務部長、リーダー代表の他、次のメンバーで構成する。
学術研究事業部長、情報コミュニケーション事業部長、栄養ケア・ステーション事業部長、地域連携・職域事業部長、各職域を代表する理事（医療、学校健康教育、地域活動、研究・教育、福祉（児童・老人・障害）、公衆衛生）、JDA-DATふくい運営委員、JDA-DATふくいリーダー（以下、「リーダー」という。）（各支部代表）、福井県庁主管課担当者
3 災害対策本部長には会長があたる。会長が任務につけないときは副会長が代行する。
4 副本部長は福井県栄養士会の副会長および常務理事の職にある者をもって充てる。
5 リーダー代表は、リーダーのうち会長が任命した者を職に充てる。
6 災害時に備えて、平時から連絡網を整備しておく。
7 本部長は、災害対策活動が終了し、災害の発生するおそれがなく、栄養支援ができたとき

認められた場合は、災害対策本部を解散する。

（活動内容）

第6条 災害対策委員会は次の活動を行う。

（1）平常時の活動

JDA—DAT ふくいのサポート

災害対策マニュアルの周知と活用

災害時における福井県栄養士会連絡網の更新（年 1 回）

（2）大規模災害発生時及び発生後の活動

委員は災害対策本部に参集し、関係機関と連携し、次の支援を行う。

- ① 災害時要援護者への食料品（栄養調整食品）等の供給に関する協力
- ② 避難所における健康相談に関する協力
- ③ リーダー、JDA—DAT スタッフの招集と派遣
- ④ 被災地からの支援要請に応じ、日本栄養士会災害支援チームと協力し栄養補給物資等の支援を行う。
- ⑤ 近隣県からの災害支援の受け入れに関する調整。

（経費の負担）

第7条 災害対策委員会の管理運営に掛かる事務経費等については、福井県栄養士会が予算の範囲内で負担する。ただし、JDA—DAT スタッフ研修費等については日本栄養士会の助成金を充てることができる。

（その他）

第8条 その他災害対策委員会に係る事項については、別途会長が定めるものとする。

附則

- 1、この要綱は令和6年1月26日から施行する。
- 2、本運営要綱の改廃は、理事会において審議し、これを行う。